

琉球アスティーダスポーツクラブファン クラブ会員規約

琉球アスティーダスポーツクラブ ファンクラブ(以下「当クラブ」とします。)は、当クラブの趣旨に賛同し、当クラブが本規約に定めた手続きに従い、当クラブが入会を承諾した個人、法人を会員(以下「会員」とします。)とし、会員及び会員制度に関する規約を以下のように定めます。

第1条(会員制度の趣旨)

当会員制度は、当クラブの趣旨・目的及び事業に賛同し、当クラブの活動に協力し支援する個人及び法人を会員として、当クラブの事業の遂行及び琉球アスティーダスポーツクラブの運営に資することを目的とします。

第2条(入会申込み)

本会の入会希望者は、本規約を承諾の上、会員種別、口数を選択し、所定の方法で当クラブ宛てに入会を申し込むものとします。尚、入会申込み後、当クラブが入会を承諾した個人又は法人を「会員」とします。

第3条(会員の種別と会費)

1. 当クラブの会員種別と会費は以下のとおりとします。尚、会費は1年間(年会費)の金額とします。

(1)個人会員 年会費 3,240円/1口

(2)法人会員 年会費 10,800円/1口

2. 会費は、1口以上でお申込み頂くものとし、上限は設けません。

3. 年会費の有効期間は、当クラブの事業年度(4月1日開始3月31日終了)に合わせて頂くものとします。

4. 会費は、特に退会の申出がない限り、次年度以降も自動的に更新されるものとします。

5. 会費は、本規約の改定により変更される場合があります。

第4条(会員特典)

1. 個人会員

- ・オリジナル会員証
- ・ホーム戦観戦チケット10%割引
- ・ファン感謝イベントご招待(2名/1口)
- ・会員証提示で、琉球アスティーダグッズ購入代金5%割引
- ・会員証提示で、バルコラボ TAKKYUバル 奥武山公園店ご飲食代金5%割引

2. 法人会員

- ・オリジナル会員証
- ・ホーム戦観戦チケット10%割引
- ・ファン感謝イベントご招待(2名/1口)
- ・会員証提示で、琉球アスティーダグッズ購入代金5%割引
- ・会員証提示で、バルコラボ TAKKYUバル 奥武山公園店ご飲食代金5%割引
- ・ホームページへの企業名掲載

第5条(会費の支払い)

1. 会員は当クラブの定める所定の方法により、会費を支払うものとします。
2. 会費支払いに関する振込手数料。その他の手数料は、会員の負担とします。

第6条(入会手続きと流れ)

1. 当クラブが定める所定の入会申込み用紙、に必要事項を記載のうえ当クラブに提出します。
2. 当クラブにて入会審査のうえ、入会承諾及び会費のお支払についてのご案内を送付します。
3. 会費お支払頂きます。
4. 尚、下記の場合は入会をお断りするものとします。
 - ・申込み内容に虚偽の記載がある場合
 - ・自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)である場合
 - ・反社会的勢力と次の関係を有している場合
 - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的

勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

- ・自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ・その他、当クラブが会員として不適切と判断した場合

第7条(規約の改定と適用)

当クラブは、本規約を会員に対して予告なしに改定できるものとします。改定された本規約については、当クラブのホームページ上で告知するものとします。本規約は、改定以前、以後に関わらず全ての会員に対して適用されるものとします。

第8条(変更の届出)

会員は、届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を行うものとします。

第9条(運営の中断及び廃止)

当クラブは、会員組織及び会員特典の運営に努めますが、止むを得ない理由・事情等により運営の中断又は廃止を行うことができるものとします。

第10条(会員の禁止事項)

会員は以下の行為をしてはならないものとします。

会員特典として許容されたもの及び当クラブが特別に許諾したものを除き、当クラブの名称・ロゴ等を活用する営利・非営利の行為

当クラブ及び当クラブの会員に不利益を与える行為

法令に違反する行為又は違反の恐れのある行為

本規約に違反する行為

会員が、本条記載の禁止行為を行った場合に生じた会員や当クラブに対するクレームや請求については、当クラブは一切関知せず、一切の責任を負担しないものとします。

第11条(会員資格の取消し)

当クラブは以下の場合、事前に催告することなく会員資格の取消しができるものとします。この場合において、既に支払われた会費は返還しないものとします。

本規約第10条の禁止事項に該当すると当クラブが判断する行為があった場合
申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
会費の支払が行われない場合
本規約に違反した場合
その他、当クラブが会員として不相当と判断した場合

第12条(当クラブの免責事項)

当クラブは、本会員制度の運営において会員に何らかの損害が生じた場合においても、当クラブは一切責任を負うことなく免責されるものとします。

第13条(退会)

1.退会は、当クラブが定める所定の手続きに従い届出るものとし、会員からの届出の受領の日を以って退会とします。

第14条(個人情報)

当クラブが会員から取得した個人情報については、個人情報保護に関する法令及びその他の関係規範等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

第15条(管轄裁判所)

会員と当クラブとの間で訴訟が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所と定めるものとします。

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

平成30年5月21日制定